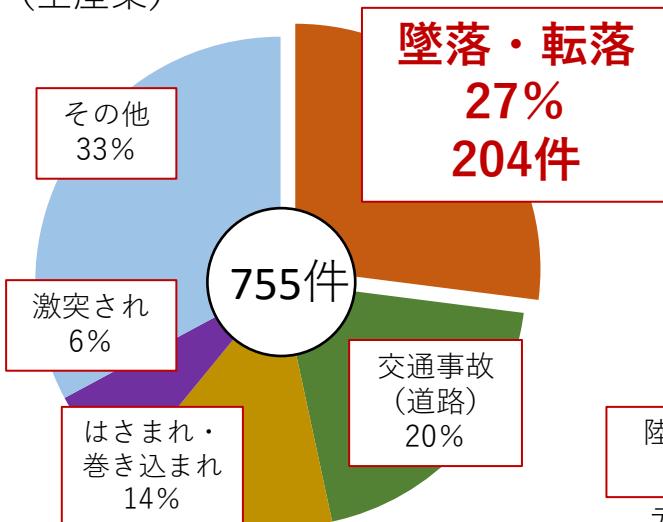


# 墜落・転落防止対策に 取り組んでまつ堺運動

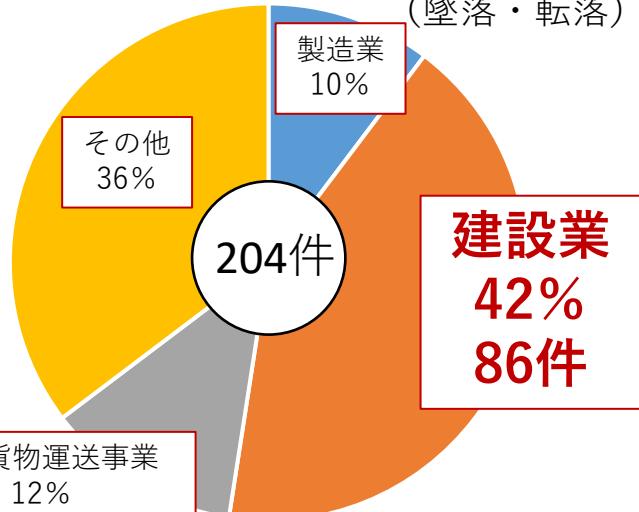
## 屋根・屋上・開口部 低所(はしご、脚立) からの 墜落・転落防止を!!



令和5年 事故の型別死亡災害件数  
(全産業)



令和5年 業種別死亡災害件数  
(墜落・転落)



データー出所：厚生労働省 令和5年労働災害発生状況の分析等

事故の型別の死亡災害では、**墜落・転落**が全体の27%と最も多くを占め、墜落・転落災害の業種別では**建設業**が全体の42%を占めている。

大阪労働局では

**命綱GO活動**

に取組んでいます。



リーフレット  
はこちらから  
ご覧になれます。



厚生労働省 大阪労働局・堺労働基準監督署

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

2024.12

# 墜落・転落災害を防止するための取組み事項

## (1) リスクアセスメントの実施（できる限り高所作業を無くそう）

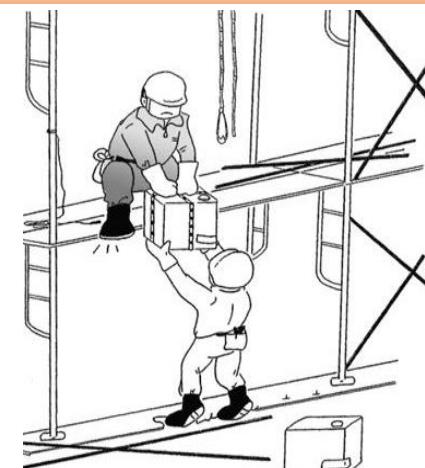
設計段階や計画段階においてリスクアセスメントを実施し、高所での作業を必要としない若しくは高所での作業が少なくて済む工法や作業方法を採用するなど、危険有害要因を根本から除去しましょう。

## (2) 作業床の設置（基本は安全帯が必要ない設備の設置を）

高さが2m以上の箇所で、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれがある作業を行う場合には適切な作業床を設置し、作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設けましょう。

ただし、作業床を設けることが困難な場合には、防網を張り、作業者に安全帯を使用させる等、墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じてください。

併せて、「手すり先行工法に関するガイドライン」や「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」に基づく措置についても取り組みましょう。



## (3) 安全帯の使用（着実な使用と親綱等の設備を設置しましょう）

高さが2m以上の箇所で作業床や手すり等の設置が困難なときや、荷の上げ下ろし等で手すり等を一時的に開放するときには安全帯を使用させてください。その場合、防網を張り、安全帯の取付設備を設け、その設置場所、使用方法等を関係作業者に周知してください。

また、高さが5mを超える箇所で作業を行わせる場合には、フルハーネス型の安全帯を使用させてください。

フルハーネス型・胴ベルト型いずれの安全帯においても構造規格に適合したものとし、使用にあたっては使用前点検を実施してください。併せて、フックの掛け替え時には、二丁掛け安全帯を使用させてください。



## (4) はしごや脚立の使用（できるだけ高所作業車などの使用検討を）

はしごや脚立は足元が不安定なため、移動式足場、可搬式作業台、高所作業車の使用を検討してください。

どうしてもはしごや脚立を使用しなければならない場合には、厚生労働省発表の『リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について』を参考に、はしご、脚立を安全に使用してください。

